

困った時はすぐにご相談を！ 春日部市消費生活センターから のお知らせ

～令和5年冬号～



消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活に関する相談を受け付け、問題解決に向けた助言を行っています。

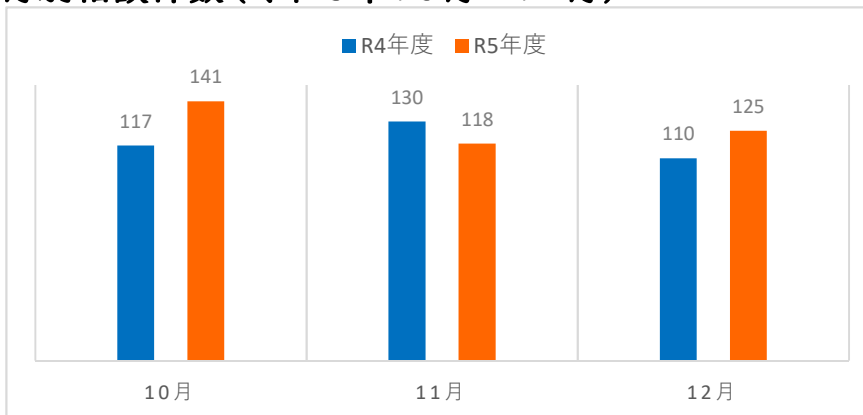
今回は、令和5年10月～12月の相談傾向を中心にお知らせします。

発行元 春日部市消費生活センター
(くらしの安全課内)

◆消費生活相談件数

令和5年10月～12月	前年同時期	増減	増減率
384件	357件	+27件	+7.5%

◆月別相談件数(令和5年10月～12月)



引き続き屋根工事等の点検商法のトラブルが増えています！



「住宅工事等の勧誘が目的」ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという点検商法のトラブルが後を絶ちません。「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。

◆商品・役務別件数、相談概要(令和5年10月～12月)

1位	工事・建築	37	<主な相談例> 「屋根瓦がずれている、直したほうがいい」と業者の強引な訪問を受け高額な契約を結んだが不要であった。クーリング・オフしたい。
2位	商品一般	29	<主な相談例> SNSの広告を見て、「1回限り」で注文した健康食品が「定期購入」になっており、2回目以降の料金が高額だ。
3位	修理サービス	16	<主な相談例> ネット広告の料金表示に「数百円～」と記載がある業者を見つけ、トイレの修理を依頼したら、広告の表示よりはるかに高い金額を請求された。
4位	不動産貸借	11	<主な相談例> 賃貸マンション退去時の管理会社との立ち会いで「敷金はリフォーム代に充てる」と言われた。納得いかない。
4位	エステティックサービス	11	<主な相談例> 利用しているエステサロンが破産した。コースの提供期間中で施術回数が残っている。どうすればよいか。

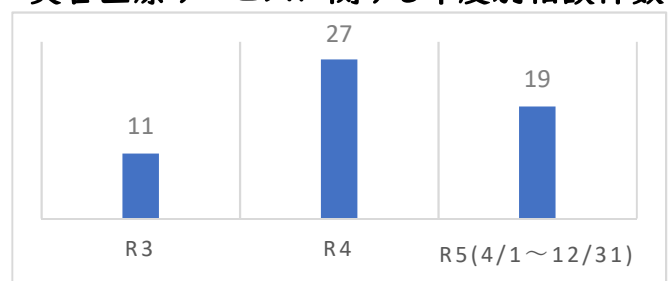
※全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

美容医療サービスに関する相談が増加、特に医療脱毛関連が多く寄せられています。

長期間にわたる契約では、脱毛機器が肌に合っていなかったり、事情が変わって通えなくなったりと、解約せざるを得ない状況も想定されます。都度払いができる店舗やコースも検討しましょう。

美容医療サービスに関する年度別相談件数



春日部市消費生活センターの職員が関係団体とともに啓発活動を実施しました



商工まつり(10月14日)

消費者団体の「春日部市くらしの会」とともに、エシカル消費の普及や消費者被害防止・対処法について啓発活動を行いました。



ぽぽらフェスティバル(12月2日)

「埼玉消費者被害をなくす会」「春日部188の会」とともに、消費者被害防止・対処法についての啓発を行いました。

消費生活相談コラム

「“自分は大丈夫”と思うなかれ」

消費生活相談員 U

とある日の夕刻、我が家のインターホンが鳴り、通話ボタンを押すと、「近所で工事をしているので挨拶に来ました」と話す作業服を着た男性の姿がモニターに映っていました。これは消費生活相談員の現場でよく耳にする、悪質なリフォーム工事業者が勧誘する際の第一声ではないか!と、ちょっとした有名人に遭遇した気分になりました。

その時は業者の挨拶には応答せず無視してしまったので勧誘が目的の訪問だったのかは分かりませんが、近所で工事など行われていなかったことは確かです。もし本当にリフォーム勧誘が目的の訪問だったとしたら、特定商取引法違反が疑われる勧誘方法です。そのような業者とは話をすること自体避けるべきです。

挨拶に来たと言いながら、お宅の屋根が気になったなどとリフォーム工事の話をしだしたら、出来るだけ早い段階で「勧誘でしたらお断りします」ときっぱり伝える必要があります。一方で、消費生活センターへ相談された方の多くが、ただの挨拶だと思って油断し、思わず業者の話に耳を傾け契約に至ってしまうというのにも分かるような気がしました。

“思わず”とか、“ついうっかり”などということは誰にでもあることで、“自分は大丈夫”と思って油断していると、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があることを実感した出来事でした。



春日部市消費生活センター(春日部市役所第二庁舎2階)

電話相談受付: ☎048-736-1111 平日午前10時から午後4時(祝休日・年末年始を除く)